

「令和6年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：令和6（2024）年9月10日（火）14:00～16:35

開催場所：Web 開催（Teams）

1 開会

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室 海老原室長から挨拶。
君島委員が議事進行役に選任された。

2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

事務局（農林水産省消費・安全局植物防疫課）から国際植物防疫条約及び国際基準策定プロセスについて説明。

3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」案の概要について説明後、質疑応答。

（1） ISPM 23「検査の指針」附属書案「栽培地検査」

八江委員：パラ 29 の輸出国における自主的な輸出検査プログラムの利用について、ISPM 7（植物検疫証明システム）のセクション 3.2 にある、「植物検疫証明は輸入国からの公的情報に基づくべきである」とあり、輸出国において輸入国の要求事項にない栽培地検査が行われる可能性があることから削除するべきと考える。

事務局：当該センテンスについては、ISPM 案作成に参加した一部の専門家から自国での例を基に提案があり記載されたと承知しているが、日本ではそのような例はないと理解している。ISPM 7 を含む他の ISPM との整合性を含めて検討したい。

（2） ISPM 26 改正案「ミバエ（ミバエ科）の有害動植物無発生地域の設定及び維持」

事務局：伊藤委員から事前に提出されたご意見と事務局からの回答を紹介したい。

無発生地域で対象のミバエが確認された場合等に、輸入国側からの一方的な輸入要件の変更を防ぐような記述がないかというご質問について、本改正案附属書 2 の是正措置計画のセクション 2.3 「影響を受ける区域における管理措置の適用」のパラ 236 において、貿易の混乱を最小限に抑えるため、暫定的な措置は侵入が起こる前に輸入国と同意することができる、との記載がある。この記載により、ミバエ発見時の対応を事前に輸出国が輸入国と合意しておくことで、一方的な輸入要件変更を防ぐことができると考えている。

また、無発生地域のステータスの一時停止から回復までの時間とその事例についてのご質問については、本改正案のセクション 7.2 「回復」において、繁殖個体群の兆候がない十分な期間が必要とされており、この期間は科学的情報に基づいて事前に決定される、とされている。一例として、チリは、チチュウカイミバエの無発生地域を維持しているが、周辺国からの飛び込みなどでこのミバエが時々発見されることがあり、一部の地域について無発生ステータスを一時停止

した後、回復するまで、数ヶ月から1年以上の時間を要していると承知している。

(3) ISPM 27 「規制有害動植物に関する診断プロトコル」 附属書案

鈴木委員：パラ 70 について、分子学的手法 (molecular methods) よりも、分子生物学的手法 (molecular biology methods) の方が適切と考える。また、形態学的手法、生化学的、分子生物学的手法を組み合わせることが必要不可欠とした場合、3つの手法全てを使用する必要があるように読めるため、形態学的手法に加え、生化学的又は分子生物学的手法のいずれか1つを組み合わせることが必要、とした方が良い。

兼松委員：分子生物学的手法について、具体的に DNA バーコーディングと記載することもできるのではないか。

事務局：他の診断プロトコルの表現も確認し、いただいたご意見を踏まえ、再検討したい。

(4) ISPM 28 「規制有害動植物に対する植物検疫処理」 附属書案

鈴木委員：ヒメアカカツオブシムシに対する放射線照射及びガス置換処理の組み合わせ処理の基準案について、有効性を示す殺虫試験の「論文」を提示すべきとしているが、論文となっていない情報もあるため、「文献」としてはどうか。また、吸収線量の実測値を確認する必要があることには異論ないが、実測値が確認できない場合、5%の不確かさを考慮して最低吸収線量を上乘せするとの記述について、5%の不確かさ分を保証するために5%分の線量を上乘せしても、不確かさ分を補正したことにはならない。

事務局：いただいたご意見を踏まえ、再検討したい。

(5) ISPM 38 「種子の国際移動」の附属書案「種子の植物検疫証明のためのシステムズアプローチの設計及び利用」

八江委員：全体意見について、多国間のシステムズアプローチを国際基準に規定することは時期尚早、とあるが、具体的な方法について検討が必要、といったより前向きな表現への修正を要望したい。また、多国間のシステムズアプローチを本基準案に記載する要否の議論が必要とのコメント案についても、本 ISPM 案の仕様書は既に加盟国により承認されていることから、情報を加盟国で共有した上で、有効かつ有用なものになるよう検討が必要といった表現への変更を要望する。その他、いくつかコメントがあるので、追って文書で提出したい。

事務局：いただいたご意見を踏まえ、コメントへの反映を検討したい。

兼松委員：パラ 76 について、感受性の低い品種の使用については、定義が曖昧であることが問題と考えている。植物と病原体の種類・系統等の組み合わせによって異なる捉え方をされる可能性があるため、定義を明確にし、病原体の感染、増殖が起こる可能性のある品種の利用を除外するような説明を加えてはどうか。

加賀谷委員：抵抗性品種とは異なり、感受性の低い品種の利用は、単独の措置としては十分ではないと考えるが、複数の措置を組み合わせるシステムズアプローチの中の1つとして利用することは問題ないのではないか。システムズアプローチ全体で許容可能なレベルまでリスクを下げるために、より安全度が高いものを用いるという点ではあっても良いと考える。

兼松委員：感染・増殖によって種子に伝染し、汚染された種子が広がる可能性があるのであれば、それはシステムズアプローチの措置の1つであっても適切ではないのではないか。「感受性の低い品種」が定義されていないことが問題と考える。

事務局：誤解が生じないような表現への修正を提案できないか検討したい。

4 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下の ISPM 案の概要について説明後、質疑応答。

(1) ISPM 39 「木材の国際移動」の附属書案「木材の移動に伴う病害虫リスク管理におけるシステムズアプローチの利用」

加賀谷委員：基準案自体は問題ないと考えるが、昨年の案よりもトレーサビリティの重みが増した印象。生産段階から一貫してトレーサビリティを確保するのは容易でないと考える。例えば、処理の記録をとることは可能だが、植林時の情報を記録しその木材が輸出されるまで確保しておくことは難しい。どのようにトレーサビリティを確保するかが課題。

吉野委員：木材の種類にもよると考える。例えば製材として輸出される場合は、乾燥処理等が行われるため不要かもしれないが、丸太で輸出される場合は生産段階からのトレーサビリティが必要かもしれない。

事務局：どの段階の措置をシステムズアプローチに含めるかによっても異なると考える。

(2) ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「マンゴウ (*Mangifera indica*) 生果実の国際移動」

意見無し。

5 全体質疑

君島委員：昨年の国内連絡会では、海上コンテナに関する CPM 勧告案について議論を行った。今年の IPPC 総会で採択されていると承知しているが、貿易への影響が生じる案件でもあるため、現在の状況について教えてほしい。

事務局：昨年の国内連絡会でご議論いただいた海上コンテナの病害虫リスクへの対応に関する CPM 勧告案については、議論を元に日本の意見を取りまとめ、主に、関係者の義務ととられないような表現に修正すべき、との意見を提出した。日本の意見は概ね反映され、修正案が今年4月の IPPC 総会で採択されたところ。CPM 勧告は ISPM と異なり、推奨事項との位置づけではあるが、この CPM 勧告に基づく我が国の対応を整理するため、現在、海上コンテナを経路として我が国に侵入する可能性のある病害虫について調査を行っているところ。CPM 勧告の実効性をモニターすることについて引き続き加盟国で議論が行われているところであり、国際的な動きについては、関係者の皆様に引き続き情報提供していきたい。

6 閉会

事務局：本日の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を再度調整するので引き続き御協力願いたい。提出期限の9月30日までに我が国のコメントとして IPPC 事務局へ提出する。

(以上)